

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱

平成23年3月29日区長決定

一部改正 平成25年3月28日区長決定

一部改正 平成30年3月30日資源環境部長決定

一部改正 平成31年3月26日資源環境部長決定

一部改正 令和3年3月30日区長決定

一部改正 令和4年2月18日区長決定

一部改正 令和7年12月4日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、アスベストによる住民等への健康影響を鑑み、板橋区内の建築物等に使用されている建築材料のアスベスト含有分析調査をする者に補助金を交付することにより、区内におけるアスベスト処理の適切な対応を推進し、もって地域における良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。

(2) 工作物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に規定する工作物をいう。

(3) 建築物等 建築物及び工作物をいう。

(4) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。

(5) 年度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する普通地方公共団体の会計年度をいう。

(6) 休日 東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第1号）第1条第1項に規定する東京都板橋区の休日をいう。

(補助金交付対象調査)

第3条 この要綱で規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象とする調査（以下「補助金交付対象調査」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす分析調査とする。

- (1) 板橋区に所在する建築物等に使用されている建築材料のうち、吹付け材及び保温材（耐火被覆材及び断熱材を含む。）のアスベスト含有分析調査であること。
- (2) 当該分析調査を適切に行うために必要な知識を有する者として区長が定める者（以下「有資格者」という。）が実施するものであること。
- (3) 他の国庫補助金等が交付されないものであること。

(有資格者)

第4条 有資格者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。次号及び第3号において「登録規程」という。）第2条第4項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）の分析調査 同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
- (2) 一戸建て住宅等の分析調査 前号に掲げる者又は登録規程第2条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
- (3) 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号。次号において「告示」という。）第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物の分析調査 登録規程第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者
- (4) 告示第6号及び第12号から第17号までに掲げる工作物又は告示に規定する工作物以外の工作物の分析調査のうち塗装その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の分析調査 第1号又は前号に掲げる者

(補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付対象とする者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助金交付対象調査を実施する建築物等を所有する者であること。ただし、当該建築物等を複数の者で所有している場合は、法人又は個人にかかわらずその

代表の者とする。

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人をいう。）以外の者であること。

(補助金の交付制限)

第6条 補助金の交付決定は、同一の者につき年度内1回限りとする。

2 補助金の交付は、1建築物等につき1回限りとする。

3 補助金交付対象者が異なる場合であっても、集合住宅内戸別の分析調査に対する補助金の交付は行わない。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助金交付対象調査の費用の額（その額に千円未満の端数があるときは切り捨てた額）とし、5万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

2 各種ポイント、クーポン券、商品券等の利用による割引分は補助対象外とする。

(交付申請の事前協議)

第8条 補助金交付対象者は、補助金の交付を受けて補助金交付対象調査をしようとするとき、次条に規定する書類を持参し、区長と事前に協議をするものとする。ただし、区長が事前の協議の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の事前協議を実施した補助金交付対象者（同条ただし書に規定する事前協議を免除された者を含む。以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請をするときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）に次の書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 登記事項証明書（分析調査の実施箇所が建築物の場合に限る。）

(2) 分析調査の実施箇所を示す図面等

(3) 調査を実施する者が有資格者であることを証するもの（写し）

(4) 見積書（写し）

(補助金の交付決定)

第10条 区長は、申請者から提出のあった補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定したときは板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定通知書（別記

第2号様式)により、不交付を決定したときは板橋区アスベスト分析調査費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により当該補助金交付対象者に通知するものとする。

(補助金の申請内容の変更)

- 第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該補助金の交付申請内容を変更したいときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更申請書(別記第4号様式。以下「補助金交付変更申請書」という。)を、第13条に規定する実績報告書の提出を行う前に、区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、交付決定者から提出のあった補助金交付変更申請書を審査し、適當と認めるときは板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更承認書(別記第5号様式)により、不適當と認めるときは板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更不承認書(別記第6号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付辞退)

- 第12条 交付決定者が、当該補助金の交付を辞退するときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退届(別記第7号様式。以下「補助金交付辞退届」という。)を速やかに区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、交付決定者から提出のあった補助金交付辞退届を受理したときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退承認書(別記第8号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第13条 交付決定者は、当該補助金の交付決定があった日から起算して90日以内かつ当該補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(この日が休日に該当するときは、その直前の休日に当たらない日)までに、板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書(別記第9号様式。以下「実績報告書」という。)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付額確定)

- 第14条 区長は、交付決定者から提出のあった実績報告書を審査し、補助要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付額確定通知書(別記第10号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金の交付額確定を受けた交付決定者は、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付請求書（別記第11号様式）を区長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消)

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金交付の決定を取消したときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に交付決定者に補助金を交付しているときは、別記第10号様式により当該交付決定者に期限を定めてその返還を命じなければならない。

(その他の事項)

第18条 この要綱に定めのない事項については、板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱の規定は、令和8年1月1日以後に交付申請のあった分析調査について適用し、同日前に交付申請のあった分析調査については、なお従前の例による。

別記

第1号様式(第9条関係)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第9条に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

建 築 物 等 の 概 要	名 称			
	所 在 地			
	種 類	建築物	工作物 ()	
	構造・設置年月			
	登記事項証明書 (建築物のみ)	別紙のとおり		
	過去にこの要綱の補助金の交付を受けた分析調査の実施	あり	なし	
分 析 調 査 の 概 要	調査箇所	別紙のとおり		
	実施予定期間	年 月 日	~ 年 月 日	
	他の国庫補助金等の交付	あり	なし	
	調査を実施する有資格者	氏 名		
		種 別	建築物石綿含有建材調査者 (一般 特定 一戸建て等) 工作物石綿事前調査者	
		修了証明書番号		
修了証明書(写し)		別紙のとおり		
予 定 額	吹付け材に係る費用	円		
	保温材、耐火被覆材及び断熱材に係る費用	円		
	見積書(写し)	別紙のとおり		
※ 受付欄				

備考 ※印の欄には記入しないこと。

第 号
年 月 日

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書で申請のあつたアスベスト分析調査について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金交付予定額 金 円

4 注意事項

- (1)この通知を受領した後に、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条に規定する分析調査を実施すること。
- (2)実績報告書は、補助金の交付決定があった日から起算して90日以内かつ補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(この日が休日に該当するときは、その直前の休日に当たらない日)までに提出すること。
- (3)区長は、要綱第16条第1項の規定に該当するときは、当該補助金の交付決定を取消すことができる。
- (4)この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

第 年 月 日
号

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金不交付決定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書で
申請のあったアスベスト分析調査について、下記のとおり補助金の不交付を決定したの
で、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 不交付理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所
氏 名
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者氏名

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更申請書

年 月 日付 号により補助金の交付決定
のあったアスベスト分析調査について、申請内容に変更が生じたため、板橋区アスベス
ト分析調査費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 変更内容

調査を実施する有資格者 ・ 予定額 ・ その他 ()
(変更前)

(変更後)

4 変更理由

※受付欄

備考 1 建築物等の所在地及び種類の変更はできません。
2 ※印の欄には記入しないこと。

第
年
月
日
号

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更承認書

年 月 日付で申請のあった板橋区アスベスト分析調査費補助金変更申請書を審査した結果、下記のとおり承認したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 変更承認理由

第
年
月
日
号

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付変更不承認書

年 月 日付で申請のあった板橋区アスベスト分析調査費補助金変更申請書を審査した結果、下記のとおり不承認となったため、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 変更不承認理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者氏名

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退届

年 月 日付 号により補助金の交付決定のあ
ったアスベスト分析調査について、補助金の交付を辞退したいので、板橋区アスベスト
分析調査費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 辞退理由

第 年 月 号 日

樣

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退承認書

年 月 日付けで届出のあった板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退届を審査した結果、下記のとおり承認したので板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- ## 1 建築物等の名称

- ## 2 建築物等の所在地

- ### 3 辞退理由

板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

電 話 番 号

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付

号により補助金の交付決定

のあったアスベスト分析調査の実績について、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

建築物等の 名 称		
建築物等の 所 在 地		
建築物等の 種 類	建築物	工作物 ()
分析調査 実施期間	年 月 日	～ 年 月 日
分析調査結果	別紙 分析調査報告書のとおり	
調査を実施し た有資格者	氏 名	
	種 別	建築物石綿含有建材調査者 (一般 特定 一戸建て等) 工作物石綿事前調査者
	修了証明書番号	
	修了証明書(写し)	別紙のとおり
分析調査費	吹付け材に 係る費用	円
	保温材、耐火被覆材 及び断熱材に係る費用	円
	領収証・内訳書等 (写し)	別紙のとおり
※ 受付欄		

備考 ※印の欄には記入しないこと。

第
年
月
号
日

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付額確定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金交付確定額 金 円

4 返還額がある場合

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第17条に基づき、年 月 日までに返還するよう命じます。

(1) 補助金確定額 円
(2) 既交付済額 円
(3) 返還額 円

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者氏名

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付請求書

年 月 日付

号により補助金の交付確定

のあったアスベスト分析調査について、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金の請求額 金 円

第
年
月
日
号

様

板橋区長
(公印省略)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 号により通知した板橋区アスベスト分析調査費補助金の交付決定を下記のとおり取消したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 取消理由